## 生徒1人1台タブレット端末の利用ガイドライン

香川県立高松東高等学校

学校で貸し出すタブレット端末は、授業や部活動等の教育活動において、学習 ツールとして利用することを目的とする。

1	タブレッ	ト端末の	使用にえ	おける	注意事項
	<b>アンレ</b> ン			עסי נו כנ	ユ 恋 平 な

- □ タブレット端末は教育活動で利用することを目的に配備されたものであるため、 目的外での利用はしないこと。(学校管理者は、使用履歴や閲覧履歴がたどれる仕組 みになっている。)
- □ タブレット端末やクラウドサービスの I D とパスワードは、他人に教えず、大切 に管理すること。
- □ タブレット端末は、装飾してはいけない。また、タブレット端末の破損・汚損・ 紛失・盗難に注意すること。
  - ・破損等の不具合が生じた場合、速やかに学校へ報告し指示を受けること。
  - ・画面操作は指や専用のペン等を利用し、決して鉛筆、シャープペン、ボールペン等で直接触れたりするなどは絶対にしないこと。

## 2 ソフトウェア (クラウドサービス等) 利用における注意事項

- □ 各種アプリやサービスの I Dとパスワードは、他人に教えないこと。
- □ クラウドサービス (SNS等を含む)を利用する場合は、プライバシーポリシー等を熟読して利用を開始すること。
- □ 学校などのシステムに不正アクセスしたり、他人の I D の不正利用、ハッキング 行為、誹謗中傷などをしたりしないこと。
- □ 教育活動に関係のないサイトの閲覧・利用、写真・動画の配信はしないこと。

### 3 学校で使用する際の注意事項

- □ タブレットを利用しない場合は、保管庫に片付けておくこと。
- □ 休み時間や放課後、校外学習等で利用する場合は、担当教員の許可を得て利用すること。その際も、学校から認められたこと以外利用しないこと。
- □ カメラ等の機能を利用して教育活動に関係のない写真や動画を撮影しないこと。 なお、撮影する場合には必ず担当教員および撮影する相手の許可をもらうこと。
- □ 他人が見ているところでパスワードは入力しないこと。また、他人がパスワードを入力するとき は画面を見ないこと。
- □ 校内では音が鳴らない設定にしておくこと。
- □ 定期考査や模試などの受験の際は、電源を切って保管庫の中に片付けておくこと。

#### 4 家庭に持ち帰る際の注意事項

- □ 各自で「タブレットケース」を用意し、タブレットを保護して持ち帰ること。
- □ タブレット端末を他人に貸したり、使わせたりしないこと。(売却したり譲渡したり することも厳禁)
- □ タブレット端末は、自宅で充電を行うこと。
- □ 保護者等と話し合い、長時間連続して利用せず休憩を取りながら適切に利用する こと
- □ 通信環境は各家庭で確保すること。通信環境の確保が難しい場合は、学校のモバイルルーターを利用することができる。(SIM契約は各家庭)

5		健	康(	の t:	<u>:</u> め	に																							
			正し	, V )	姿勢	かで	· 、ī	画面	面に	近	づき	す	ぎ	な	ر را	よう	に	(	目	と端	未	Ø Ī	画面	i と	Ø.	距离	#を:	3 (	O cm
		以	上離	ます	) [	て	タ	ブレ	ノツ	٦	端末	ミを	利	用 <sup>、</sup>	する	3 C	ح ا	0											
			3 0	分	にー	- 度	は	遠〈	くの	景	色を	: 見	て	目	をも	木ま	きせ	る	な	ど、	長	時間	間連	慈続	利	用に	は避り	ナス	るこ
		لح	0																										
			就寝	もの	6 (	) 分	前	まっ	でに	は	利月	を	終	え	るこ	ح ک	. 0												
			報 -	-		_																							
												]線	に	は、	, ,	ケイ	ル	ス	対	予策	フ	イノ	レタ	, J	ン	グヌ	策力	<i>i i</i> (	きれ
			いる																		_								
				な	サイ	`	に、	入了	って	し	まっ	た	と	き	はっ	ナく	じに	画	面	を閉	じ	, 5	七生	: P	家	族に	相記	炎	ナる
			と。															_											
					-				<b>う</b> の	メ、	一儿	18	メ	ツ゛	セー	ーシ	ジが	届	<b>ν</b> ,	たと	き	は、	拼	封	せ、	ずに	2. 先 2	E۶	や家
	_		に相						de ter	,		• -\			_				,						,			,	<b>-</b>
	Ш								青報	( =	名前	j や	住	肵.	、乍	冟記	古	号	な	( تح	は	イ:	ンタ	<i>-</i>	ネ	ツー	、上り	こ系	色対
			掲載									<b></b> .	_	,	/H .	<b>.</b> .	,		,	,	- 1		<b>→</b>	,	2.5	. ,			_ ,
						S 0)	撮 :	影り	ま、	本	人の	許	口	を	得 〈	5 C	ط ـ	`	ま	た、	映	りi	人み	なな	کل ا	にも	十分	寸 🕏	えを
	_		ける		Ŭ		,		134	,		,			, ,	. ,			,	2 44			<del></del>		,	, .			
																											) こ (	_	
	Ш			<i>'</i>	上位	_ 書	き:	込 ā	まれ	た゛	アー	- <i>9</i>	は	元	全し	こ消	去	す	5	ے ک	ニカシ	でも	きな	\$ \ \ \	Ć	26	注注意	(京)	する
		_	と。																										
7		デ	· — :	א ע	) 保	存																							
•							末	でん	乍っ	た、	デー	- タ	B	イ	ン	ター	- ネ	ツ	<u>۱</u>	から	取	ηì	入人	ノだ	デ	一 ゟ	7 (7	<b>学</b> 耳	きや
			画な																			,		–				_	` `
	П																		_	から	) 、	定其	胡的	うに	不	要な	こファ	P /	イル
			な肖						<i>,,</i> ,, ,				, .	,,,							•	, _ ,	,,,,,,	•					•
		-					`		易所	は.	, M	icr	os	of	t C	ne]	Dri	ve	を	利月	目し		個。	人帽	<b></b> 報	等	を含	む	デー
																													是に
		利	用す	- る	ے ک	<u>د</u>			-																				
			デー	- タ	のノ	・ツ	ク .	アジ	ップ	`は <sup>2</sup>	各自	「で	۲	ま	めし	こ行	fδ	ک	ے ح	<b>)</b>									
8		設	定(	の変	更到																								
			アフ	r° リ	ケー	ーシ	当	ンの	の追	加。	/肖	除	`	設:	定	り変	き更	は	, !	学校	きの	許可	可を	: 得	る	なと	ごし、	‡	旨示
		に	沿っ	って	行う	うこ	と。	)																					
			先生	ミか	ら指	言示	(D)	あっ	った	プ	ロク	ブラ	A	Ø ]	更新	折作	業	は	必	ず行	ŕδ		上。						
_		_				n <del>s'r</del>																							
9		-	具1				10	Æ	m >	,	. L 10	. ,	J.	1	٠ ـ د	1. Le	1 1-	~	). T -	224 TT	- ) -	+n 4	י אב	- 7	_	1			
			家庭					-																		_	» т	7	
			议 阵	<u>.</u> •	102 指	<b>∄</b> (Ć	10 l	1) 6	つ埋	田	いこよ	、つ	(	1J.	、 1	彡 垱	£ 17	寺	2	心 人	、闰	担。	ニョ	4	場	ゴカ	ふある	o (د	

# 10 使用の制限

□ ルールを守れないときは、タブレット端末利用を停止する。

(各家庭で個人賠償責任保険へ加入することをお勧めします。)

附則 このガイドラインは、令和5年4月1日から施行する。